

(ア) 整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図（壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること）

(イ) 整備前と整備後の建物の配置（整備前の配置図には竣工年次を記入すること）

イ 見積書

ウ その他参考となる資料

②重点医師偏在対策支援区域における診療所承継・開業支援事業

ア 医療施設等施設整備事業

(ア) 以下の図面一式（カラー）

・整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図
（整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること）

・整備前と整備後の建物の配置図（整備前の配置図には竣工年次を記入すること）

(イ) 見積書

(ウ) その他参考となる資料

イ 医療施設等設備整備事業

(ア) 見積書（2者以上、ただし特殊な設備である等の理由で1者からのみ見積書を徴する場合にはその旨申告すること）

※見積書は、原則割引後の価格とし、実勢価格を調査のうえ過大に見積ることのないようにするとともに、以後変更の生じることのないようにすること。

(イ) カタログ

2 事業計画書作成上の留意事項

事業計画書の提出に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 事業計画書は、現時点での交付要綱の対象経費・単価に基づき作成すること。なお、単価改正等で事業計画書の修正を依頼する場合がある。
- (2) 複数年以上にまたがる施設整備事業については各年度の出来高に応じて、現時点での計画に基づき事業計画書を作成すること。
- (3) 各事業計画書（様式）に注意書きがあるものについては、それに従うこと。
- (4) 事業計画作成にあたっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については県庁医療対策課へ事前に協議すること。
- (5) 財源について、市町の負担を伴うものは、その負担が確実なものであること。
- (6) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として過去に交付した補助金の返還が生じることから、事前に医療対策課へ協議すること。
- (7) 用紙サイズは原則A4とする。拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。ただし、設計図等A4では視認しづらい資料についてはA3も可とする。
- (8) 数値を記入する欄について、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切捨て第2位まで記入すること。

3 今後について

- (1) 施設・設備整備事業に関して、県から国に対し事業計画書を提出し、国が全都道府県分を精査したうえで、事業ごとに内示が発出されます。その後、県から事業者に対して内示を発出して、事業着手が可能となります。事業着手とは契約締結です。そのため、**県の内示前に絶対に契約を締結しないよう**注意願います。仮に内示前に契約を締結した場合、補助対象事業となりません。
- (2) 県からの内示前に入札等を行い、契約候補者を特定する行為は認められます。県から

の内示後に入札を行うと年度内の事業完了が困難と見込まれる場合、内示前に準備をしていただくことは可能です。

なお、随意契約は原則認められないため、一般競争入札を行ってください。

- (3) 内示額（補助金交付予定額）は、国の内示率によっては要望額通りにならないことがあります。仮に内示率が下がった場合、補助事業の要望を取下げることがありませんが、(2)の準備行為を行ったことに対し、県として関与しません。

4 問合せ先・事業計画書提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課医療政策グループ

E-mail : iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

5 提出期限・提出方法

(1) 提出期限：令和8年4月17日（金） 必着

(2) 提出方法：4の事業計画書提出先に対し電子データで提出すること

なお、図面については電子データと併せてカラー印刷で提出すること